

所管部課		教育部 教育指導課		部長		石田 玲奈	
件 名		東大和市学校研究奨励事業費補助金交付要綱について					
		区分			1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 教育部所管の要綱を制定するものである。 (1) 改正点：補助対象となる事業を改める。 東大和市学校研究奨励事業費補助金交付要綱 (2) 施行日：令和7年4月1日 (3) 影響及び効果： 本件要綱の制定により、補助金の執行等の事務を適切に執行することができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）							
3. 留意事項（問題点等） 本要綱制定については、令和7年4月25日開催予定の令和7年第4回東大和市教育委員会定例会において報告する。							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに事務を進める。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。